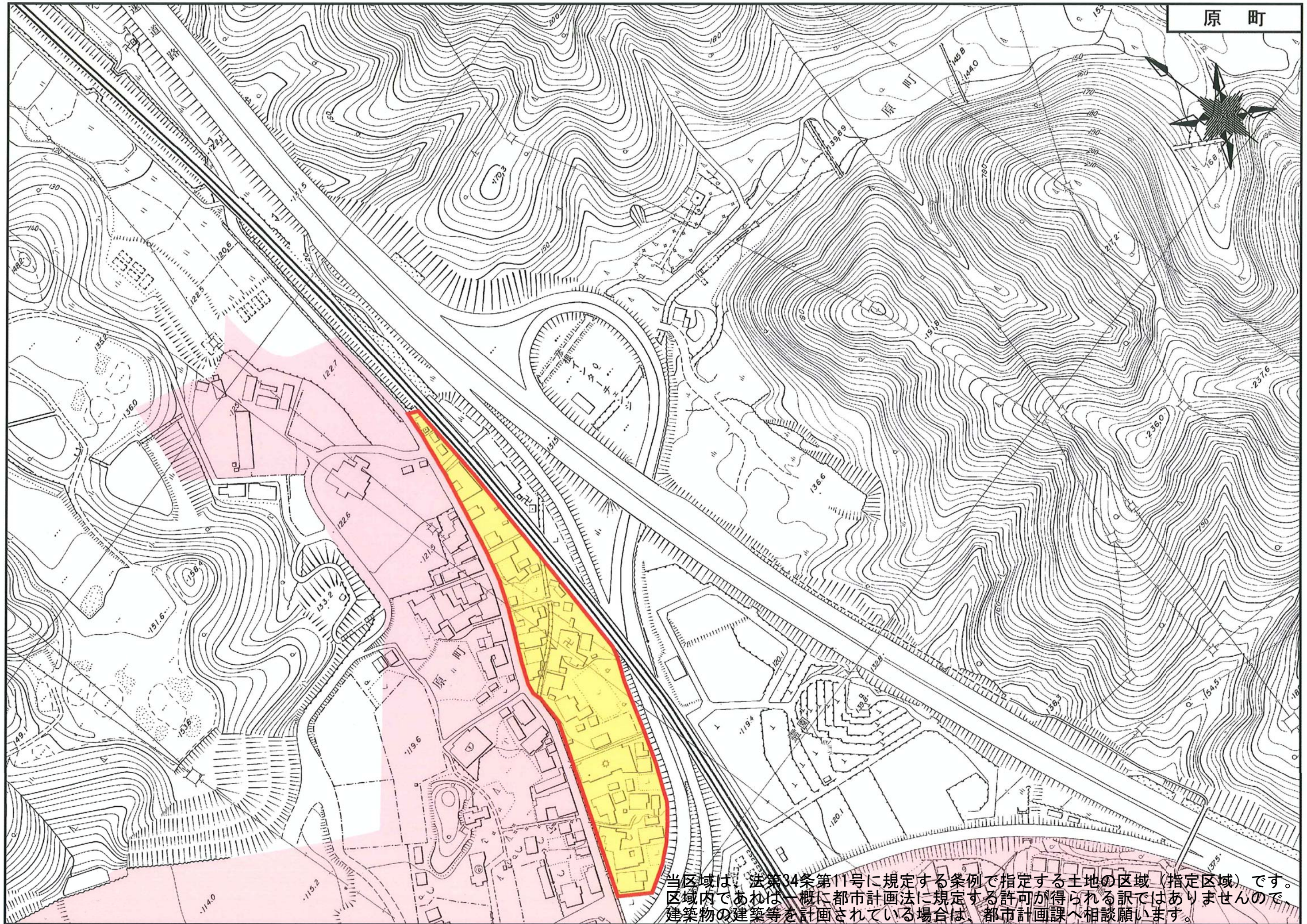




当区域は、法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域（指定区域）です。
 区域内であれば、概に都市計画法に規定する許可が得られる訳ではありませんので、
 建築物の建築等を計画されている場合は、都市計画課へ相談願います。